

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の概要

1 法律の目的

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。

2 海賊行為の定義

「海賊行為」……船舶（軍艦等を除く）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（排他的経済水域を含む）又は我が国領海等において行う次の行為。

- (1) 船舶強取・運航支配
- (2) 船舶内の財物強取等
- (3) 船舶内にある者の略取
- (4) 人質強要
- (5) (1)～(4)の目的での①船舶侵入・損壊、②他の船舶への著しい接近等、③凶器準備航行

3 海賊行為に関する罪

海賊行為をした者は次に掲げる刑に処する。

- (1) 2 (1)～(4)：無期又は5年以上の懲役。人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役。
人を死亡させたときは死刑又は無期懲役
- (2) 2 (5)①・②：5年以下の懲役
- (3) 2 (5)③：3年以下の懲役

4 海上保安庁による海賊行為への対処

- (1) 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
- (2) 海上保安官等は警察官職務執行法第7条の規定により武器使用するほか、現に行われている2 (5)②の制止に当たり、他の制止の措置に従わず、なお2 (5)②の行為を継続しようとする場合に、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、武器使用が可能。

5 自衛隊による海賊行為への対処

- (1) 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは対処要項を作成して内閣総理大臣に提出（急を要するときは行動の概要を通知すれば足りる）。
- (2) 対処要項には、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間、その他重要事項を記載。
- (3) 内閣総理大臣は、承認をしたとき及び海賊対処行動が終了したときに国会報告を行う。
- (4) 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び4 (2)を準用。

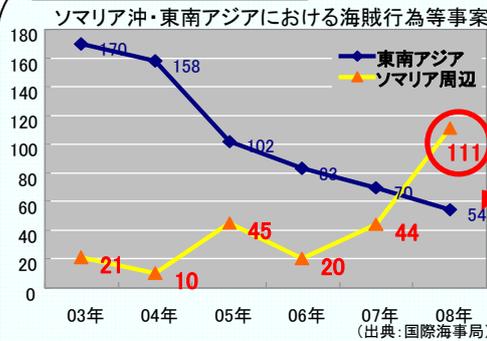
6 その他

所要の規定を整備する。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

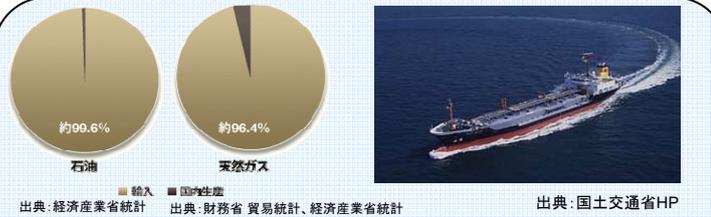
海に囲まれ、かつ、外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに国連海洋法条約において最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図る必要がある。

海賊の現状等



特に急増!

○ 昨年のソマリア沖・アデン湾における海賊事案は、111件。07年の約2.5倍の事案が発生。



我が国にとって、船舶航行の安全確保は極めて重要

国連海洋法条約では、

- すべての国に、最大限に可能な範囲で、海賊行為の抑止のための協力義務
- 公海等における海賊行為につき、海賊船舶等の国籍を問わず、いずれの国も管轄権の行使が可能。

至急の法整備が必要

法案の概要

○海賊行為の定義

- 船舶（軍艦等を除く。）の乗組員等が、私的目的で、公海又は我が国領海等において行う
 - ①船舶強取・運航支配、②船舶内の財物強取等、③船舶内にある者の略取、④人質強要、⑤①～④の目的での船舶侵入・損壊、他の船舶への著しい接近等、凶器準備航行の行為

○海賊行為に関する罪

- 上記の海賊行為をした者は、その危険性・悪質性に応じた刑に処する。

○海上保安庁による海賊行為への対処

- 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
- 海上保安官等は、警職法第7条の規定による武器使用のほか、他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止するため、他に手段がないと信ずるに足る相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器使用（停船射撃）ができる。

○自衛隊による海賊行為への対処

- 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは原則、対処要項（海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間等を記載）を内閣総理大臣に提出。
- 内閣総理大臣は、承認をしたとき等には、国会報告を行う。
- 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警職法・本法の規定を準用する。

国連海洋法条約に則して、国籍を問わず海賊行為を処罰し、適切かつ効果的に対処